

I 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景・趣旨

わが国では、急速な少子高齢化によって労働力人口の減少、社会保障の負担増加などを招き、私たちの暮らしに大きな影響を与えています。また、核家族化や女性の社会進出の進行によって、家庭環境も大きく変化しており、社会全体で子育てを支援することが必要となっています。

国においては、平成11年に「少子化対策推進基本方針」の策定、平成15年には「少子化社会対策基本法」、「次世代育成支援対策推進法」が制定され、次世代育成支援を推進してまいりました。また、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するために「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

現在、留萌市ではまちづくりの総合計画として「第6次留萌市総合計画(2017-2026)」を策定し、「みんなでつくる まち・ひと・きぼう 次の時代へ続く留萌」の実現に向けて、市民が郷土の自然を愛し、風土・文化に誇りを持ちながら安心して暮らし、次の時代も持続的に発展するまちづくりを推進しています。また、「第6次留萌市総合計画」において教育・子育ての目指す姿として「学校・家庭・地域が連携した教育と子育て環境の充実」を掲げ、幼児教育から高等学校教育までの連続性に配慮した教育環境の整備に努め、地域の教育力を積極的に取り入れた学校づくりによる「留萌ならではの」教育行政を推進することが重要と考えています。

「留萌市子ども・子育て支援事業計画」は、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の基本的な考えを踏まえ、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的として策定しています。

第2節 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。期間途中で計画内容と実態に乖離が生じた場合には、計画の中間年を目安に計画の見直しを行うものとします。

	2019 (平成31年度)	2020 (令和2年度)	2021 (令和3年度)	2022 (令和4年度)	2023 (令和5年度)	2024 (令和6年度)
第1期 子ども・子育て 支援事業計画	計画期間 H27-31					
第2期 子ども・子育て 支援事業計画	見直し	計画期間				

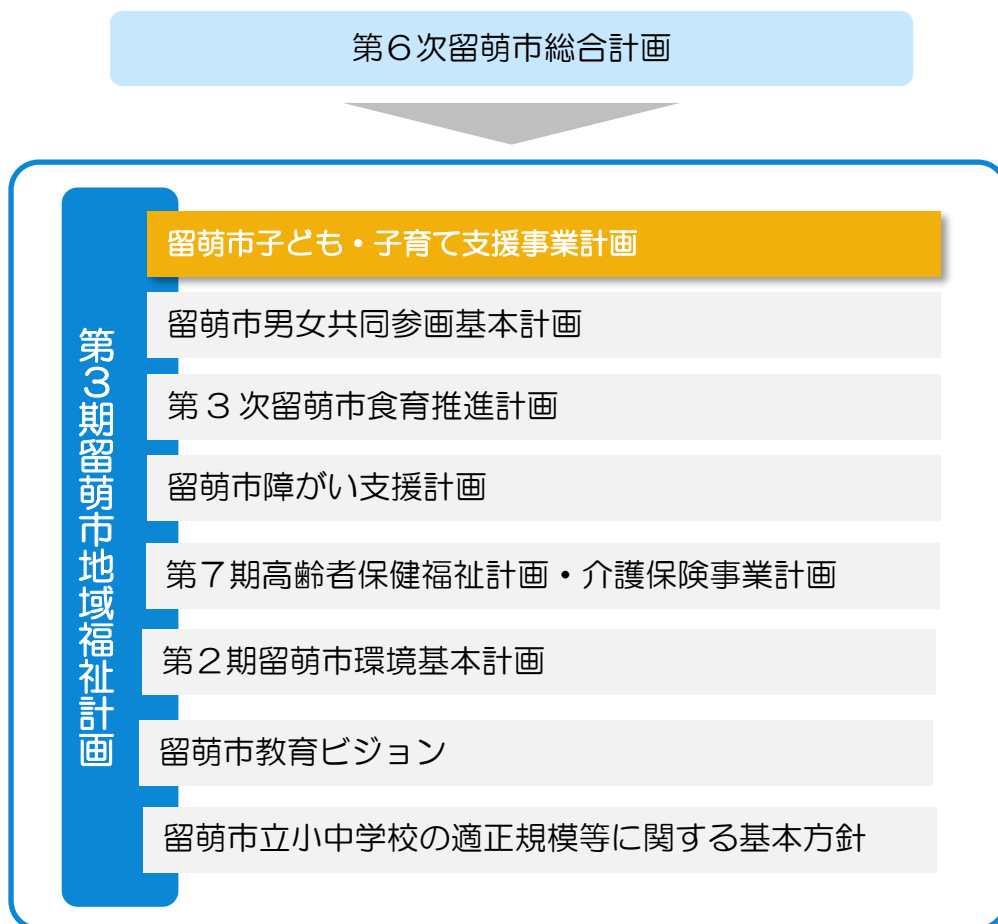
第3節 計画の位置付け

1 法的位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、すべての子どもの良質な成育環境を保証し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援することを目的として策定するものです。

2 計画体系による位置付け

本計画は、「第6次留萌市総合計画」を上位計画とする子ども・子育て支援分野の個別計画として位置づけ、市の関係する各分野の計画と連携・整合を図りながら策定します。



3 計画の対象

障がい、疾病、虐待、貧困など、社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てに関わる個人や団体を対象とします。

また、本計画において、子どもとは18歳未満とします。

第4節 計画の策定体制

計画の策定にあたり、子ども・子育て支援に関する学識経験者、地域で子育て支援に関わっている団体の代表、事業主の代表、労働者の代表、子育て当事者などで構成される「留萌市子ども・子育て会議」（留萌市子ども・子育て会議条例 平成25年条例第26号）を設置・開催し、留萌市における子ども・子育て支援について検討・協議し、事業計画を策定しました。

また、各施策の総合的かつ効果的な推進のため、庁内関係部署で構成する「留萌市子ども・子育て支援庁内連絡会議」を設置します。今後も必要に応じて開催することで、庁内全体で子ども・子育て支援を推進します。

